令和９年度

ひなぎくこども園入園のしおり

（ひなぎくこども園短時部）



受付期間

・令和８年９月７日（月）から令和８年９月１１日（金）まで

午前９時～午後４時

※ひなぎくこども園へ直接申し込んでください。

ひなぎくこども園
住所　守山市今浜町２０
TEL　077-585-1177

《保育理念》

心の根っ子を育む保育

《基本目標》



○創立以来の保育理念と基本目標に基づき、短時部及び長時部ともに日々の園生活や行事等を通し、保護者と共に、子どもの情操教育、体の発達を育んでいきたいと願っています。

○自然豊かな土地で、近くの地球市民の森などを利用し、自然にふれて四季を感じ、生き物にふれて命を知る。いろいろな事象にたいして、感謝の気持ちや大切にする心を育てたいと思っています。

○保育参加や保護者会の活動などを通して、保護者の方へも園の様子を知っていただき、一緒に活動をしていただきたいと思っています。

１　入園対象者

（１） 入園できる幼児

- ３歳児　令和５年４月２日から令和６年４月１日までの間に生まれた幼児
- ４歳児　令和４年４月２日から令和５年４月１日までの間に生まれた幼児
- ５歳児　令和３年４月２日から令和４年４月１日までの間に生まれた幼児

（２） 定員

・３歳児　１０名　　・４歳児　１５名　　・５歳児　１５名

（３） 市内に居住する幼児

・入園申し込み時点において、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。ただし、令和９年３月３１日までに転入を予定している幼児も含めます。

（転入予定の証明となるものが必要です。）

（４） 通園区域

通園区域は、市内全域としますが、小学校通学区域の児童の就園を優先します。

２　入園手続き

別紙入園申込書および教育・保育給付認定申請書に氏名・その他必要事項を記入うえ、提出してください。

但し、希望者の多い場合は抽選により入園調整をします。

※　こども園（短時部）と保育園・こども園（長時部）の二重申し込みはできません。
（現在、保育園・こども園（長時部）に在園中の方は、退園届の提出が必要となります。）

※　複数園への申し込みはできません。

※　教育・保育給付認定申請書については所定の封筒に封入してください。

（１）受付期間

・令和８年９月７日（月）から令和８年９月１１日（金）まで

（２）受付及び場所

ひなぎくこども園へ直接申し込みください。

（３）留意事項

入園を希望する幼児の中で、健康状態等、特に配慮を要する場合については、申込書に必ず記載してください。

（４）その他

・受付期間終了時点で定員に空きがある場合、他園からの希望園の変更を下記の日程にて、ひなぎくこども園で受け付けます。空き状況については守山市ホームページでお知らせします。また、受付期間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降にひなぎくこども園へ直接申し込んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。

・募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただくことがあります。なお、希望園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。ま

た、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に市内の空きがある園への申し込み受付期間を設けます。（市内統一）。

【希望園変更期間】	令和８年９月１６日（水）・令和８年９月１７日（木）
【抽選日】※実施しない場合もあります	令和８年９月下旬頃（対象者に個別で通知します）
【抽選もれの方の受付期間】	令和８年１０月１日（木）・令和８年１０月２日（金） （対象者に個別で通知します）
【受付再開日】	令和８年１０月１４日（水）（市ホームページでお知らせします）

３　入園通知等

（１） 入園内定通知

入園内定は、令和８年１１月上旬に通知します。

（２）入園前の健康診断　令和９年１月頃の予定

（入園内定通知とともに通知します。）

４　諸費等

（１）入園準備用品代　　制服代・用品代（別途徴収させていただきます。）

（２）諸費（教材費・行事費等）　（別途徴収させていただきます。）

（３）給食費　　４,０００円、主食費　１,０００円

５　保育時間

午前８時３０分～午後２時（月～金曜日）　※給食は全年齢４月から開始します。

土曜日や日曜日、祝祭日に行事を行った場合は、翌週月曜日等が振替休日となります。

６　休園日等

休園日等については、概ね次のとおりです。〈土曜日・日曜日・祝日〉

〈夏休み〉　　７月２１日から８月３１日まで

〈冬休み〉　１２月２４日から１月　６日まで

〈春休み〉　　３月２４日から４月　９日まで

※行事・カレンダー等により変更になる場合があります。

７　施設等利用給付認定について

（１）施設等利用給付認定とは（預かり保育をご利用の方）

幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や、預かり保育として認可外保育施設等を利用する方について、保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて預かり保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、「預かり保育の利用日数×日額上限 490 円」（ただし月額上限 1.23 万円まで）となります。

※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、預かり保育としての認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。その場合は月額上限額（1.23 万円）が無償化の対象となります。

①【幼稚園等+預かり保育】

預かり保育 ※保育の必要性がある方	利用日数×日額上限 490 円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園（短時部） （基本保育料）※全員	無償

②【幼稚園等+認可外保育】

認可外保育 ※保育の必要性がある方	1.23 万円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園（短時部） （基本保育料）※全員	無償

（２）対象者（保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方）

①幼稚園等の預かり保育を利用される方

②預かり保育を実施していない園を利用している方で、預かり保育として認可外保育施設等を利用される方

（３） 申請書類

①および②を守山市役所保育幼稚園課へご提出ください。

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

②保育を必要とする事由を証明する書類（下表のうち該当する項目の必要書類を、**保護者１人につき１枚**提出。）

保育を必要とする事由	必要書類
就労の場合（※１）	就労証明書 **市様式** （市 HP に掲載）発行３ヵ月以内のもの ・必ず就労先に発行してもらってください（保護者自身で記載されたものは無効となります）
自営業事業主の場合	就労証明書 **市様式** （市 HP に掲載）発行３ヵ月以内のもの ・保護者自身が事業主の場合に限り、自身で発行してください。 ・所得税の確定申告書（申告済みのもの） ・開業届（事業開始後間もない場合に限る） 上記の他、事業の概要に係る資料（収支状況や事業モデル、事業に伴う拘束時間等、**保育の必要性が確認できるもの**） ・事業サイクル確認表 **市様式**（市 HP に掲載）
妊娠・出産の場合	母子健康手帳のコピー（母の名前と予定日または出生日がわかる部分）
病気の場合	診断書の原本（病名・病気の程度および保育できないことが明記されたもの）
障害の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護の場合 （同居親族に限る） （※２）	・介護等を要する方の診断書の原本 （病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの） ・介護保険証・障害者手帳等のコピー（お持ちの場合） ・介護／看護状況申立書 **市様式** （市 HP に掲載）
災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
求職活動の場合	求職活動に関する申告書 **市様式** （市 HP に掲載）
就学の場合（※１）	在学証明書等（期間・受講時間がわかるもの）

（※１）１日４時間以上かつ月 15 日以上を満たすことが必要。

（※２）１日４時間以上かつ週４日以上を満たすことが必要。

（４）その他

申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

８　転園・退園手続き

（１）　転園・退園される場合は、転園・退園月の前月末までに所定の様式により転園・退園届を園長に提出してください。

※転出等のやむを得ない場合を除いては、月末付での退園となります。月途中で退園し、その月中に別の園に入園することはできません。

例）５月 15 日まではＡ園に在籍し、16 日からＢ園に在籍することはできません。
月末付で退園し、翌月１日から別の園に入園することは可能です。

（２）正当な理由がなく、欠席が２か月以上にわたる場合は、除籍されることがあります。

（３）給食費等の納付を怠った場合は、退園になることもあります。